

下 幼 第 8 3 8 号
令和2年(2020年)4月21日

保護者の皆様へ

下関市こども未来部幼児保育課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う登園自粛について(要請)

令和2年4月16日、国において新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全都道府県に発令されました。

本市におきましても、密閉・密集・密接の「三つの密」を避け、子どもの健康と安全を守ること、及び感染のリスクを最小限に抑えるため、保護者の皆様に対し、登園自粛を要請いたします。

つきましては、御家庭で保育が可能な方におかれましては、登園を控えていただきますよう御理解と御協力をよろしく申し上げます。

記

1 家庭保育の協力をお願いする保育所等
保育園、認定こども園、幼稚園

2 登園自粛要請期間
令和2年4月22日(水)から5月6日(水)まで

3 保育料
登園自粛要請期間中、登園しなかった子どもの保育料については、一旦お支払いいただきますが、登園しなかった日数に応じ日

割り計算し、徴収額の減額を行います。

4 給食費

公立の保育園、認定こども園については、登園しなかった日数に応じ給食費の減額調整を行います。

私立の保育園、認定こども園、幼稚園、及び公立の幼稚園につきましては、園によって取扱いが異なるため、在籍する園にお問い合わせください。

5 その他

登園自粛要請期間については、今後の状況によって延長する場合もあります。

以上

下関市こども未来部幼児保育課

電 話：231-1722

F A X：231-1995